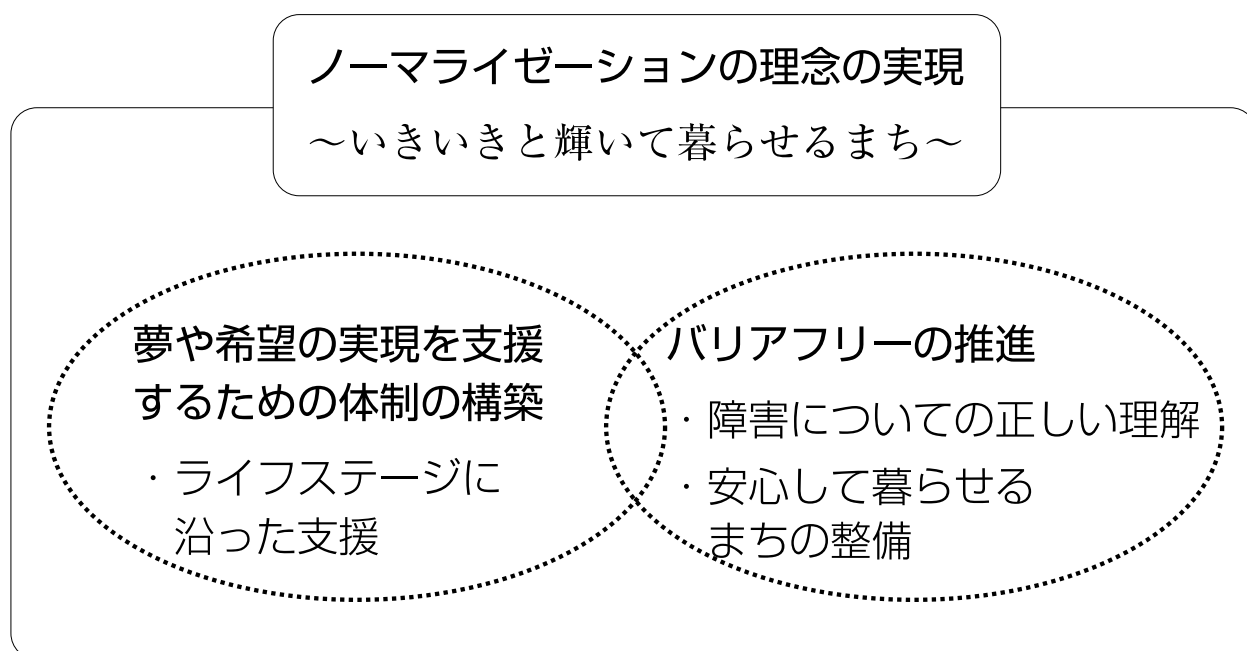


第2章 基本理念

市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

本市では、それぞれのライフステージ^{*23}に沿って夢や希望を実現するための支援体制を構築し、自分の力だけでは乗り越えることが難しい壁を取り除いていきます(バリアフリー^{*24}の推進)。そして障害の有無にかかわらず同じまちに住む市民として、一人ひとりがお互いにいきいきと輝いて暮らせるノーマライゼーション^{*25}の理念の実現を目指します。



*23 = ライフステージ 【らいふすてーじ】

誕生から死に至るまでの人の人生には、発達や社会生活の側面において、様々な段階が存在し、その段階ごとに特徴が現れる。この人生における各々の特徴を持った発達・生活の段階をいう。

*24 = バリアフリー 【ばりあふりー】

高齢者や障害のある人等の行動を妨げている建築的な障壁を取り除いた建築設計。また、高齢者や障害のある人などが社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く心のバリアフリーも含まれる。

*25 = ノーマライゼーション 【のーまらいぜーしょん】

障害のある人を特別視するのではなく、地域社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

第3章 基本方針

1．支援体制の構築のために

障害のある人が自ら夢や希望を実現していくためには、その人の可能性や能力を高める支援が重要となります。

そのためには、その人のライフステージに沿った子どもの頃からの一貫した総合的な支援体制や、病気や事故で障害が残った場合でも、夢や希望に再びチャレンジできる支援体制が必要です。そのために、公的なサービスをはじめとした多様な支援の中から、自分が望むものを選べるようにしていきます。



内藤 純平 「画楽」

2．バリアフリーの推進のために

地域の中で安心して暮らせるまちをつくるためには、社会にあるバリアをなくすことが重要です。

具体的には、交通や道路、公共建築物等を利用しやすくする取り組みをはじめ、必要な情報が簡単に手に入るような仕組み、また、人権や障害の理解・啓発等を通じた心のバリアフリーの実現を目指すことが求められています。

これらのことを、市民と行政の協働(パートナーシップ)で整えていくことによって実現していきます。